

新生活様式対応住宅リフォーム支援事業を実施します

小松島市ではコロナ禍で住宅の新生活様式に対応した住まいづくりや、これに合わせて実施するリフォームを推進するため、下記の事業(最大15万円の助成)を実施します。

対象住宅 ・市内の個人住宅 ・市内の併用住宅
・過去に他の補助等を受けておらず、同一年度に木造耐震促進事業を受けていない住宅
※空家(リフォーム後居住予定のもの)でも可

補助対象者 ・市内に居住し、住民登録のある方
・市内に居住予定の方
・市税の滞納がない方

対象工事 ・市内に本店のある業者(個人事業主可)に発注する下記工事で、令和5年2月28日(火)までに実績報告書を提出できる工事

新生活様式対応リフォーム工事 (新型コロナウイルス感染症対応工事)

例 ・モニター付きインターホンを設置する工事
・非接触タイプの水栓器具等に交換する工事
・居室等の一角でテレワーク等を行うワークスペースやプライベートルームを設置する工事

新生活様式対応リフォーム工事と同時に行う 住環境の維持・向上を図るためのリフォーム工事

※単独では補助対象となりません。新生活様式対応リフォーム工事を同時に行うことが条件となります。

例 ・天井、壁紙、床、タイル等の張替え工事
・部屋の間取り変更工事等住宅の修繕、補修、模様替え工事、外壁の張替え・塗装・補修工事、屋根のふき替え工事、防水工事
※どのような工事が対象になるかは市住宅課までご確認ください。

補助金額

・左記対象工事を実施した場合に、対象工事費の5分の1相当額(最大15万円)を補助します。

申し込み方法

下記書類とはんこをご持参のうえ、お申し込みください。
・補助金交付申請書(様式第1号)
改修計画書(様式第2号)
・図面(全体および施工予定箇所を示すもの)
・建物の所有権を証明できる書類(登記簿、固定資産評価証明書等)
・納税証明書
・工事見積書の写し(新型コロナウイルス感染症対策工事であることがわかるカタログ添付)
・建物の全景写真および施工予定箇所の現況写真
・施工業者の本店の所在地または住所地が市内に在ることを証明できる書類またはその写し(商業登記簿等)

申込期間

5月18日(水)から11月30日(水)まで
※先着順での募集とし、予算額に達し次第終了します。
(申請書類、添付書類がすべてそろった順での受付となります。)

【お問い合わせ先】

市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800
Mail:juutaku@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

小松島みなとマルシェが開催されます!

ハンドメイド雑貨のお店やフードブース、キッチンカーなど約60店舗が出店しますので、ぜひご来場ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場入口での検温、消毒、連絡先の記載等を実施します。ご来場の皆様におかれましてもマスクの着用など感染症対策にご協力をお願いします。

【日時】5月28日(土)

午前10時から午後4時まで

【場所】小松島みなと交流センターkocolo北側
倉庫前駐車場(小松島市小松島町字新港19)

【お問い合わせ先】

市商工観光課 ☎32・3809/FAX33・0938

Mail:syoukou@city.komatsushima.

i-tokushima.jp



4月23日に開催されたみなとマルシェの様子